

学生生活の安心と安全をお届けする**充実の補償!**

学生ご本人のケガ・病気の補償(国内・外)

傷害補償(全タイプ共通)

授業中・学校行事中、課外活動中、登下校中、日常生活中などに偶然な事故により学生ご本人がケガ(傷害)を被った場合に補償します。

食中毒補償(全タイプ共通)

学生ご本人がO-157等の細菌による食中毒やウイルス性食中毒によって身体に障害を負った場合に補償します。

熱中症補償(全タイプ共通)

学生ご本人が日射または熱射により身体に障害を被った場合に補償します。

天災補償(全タイプ共通)

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって学生ご本人がケガをされた場合または扶養者の方が死亡されたり重度の後遺障害となった場合に該当する各種保険金をお支払いします。

疾病補償(A・B・E・Fタイプ)

学生ご本人が病気を発病し、その治療を目的として入院された場合、手術や放射線治療を受けられた場合または退院後180日以内に通院された場合に補償します。

一人暮らしや下宿をしている学生向けの補償

生活用動産補償(国内)*1(E・F・G・Hタイプ)

一人暮らしや下宿をしている学生ご本人が所有している生活用動産が、偶然な事故により損害を受けた場合に補償します。(免責金額:盗難3万円、火災・落雷・破裂・爆発0円、それ以外1万円)

借家人賠償責任補償(国内)*1(E・F・G・Hタイプ)

下宿をしている学生ご本人が偶然な事故により、借用している戸室を壊したり、汚したりして、貸主に賠償しなければならない場合に補償します。(免責金額:0円)

*1 被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、乗項・特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、**いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。**補償内容の差異や保険金額等を確認し、**乗項・特約の要否を判断の上、ご加入ください。**

*2 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、**補償がなくなることがありますのでご注意ください。**

扶養者の方の事故・病気の補償(国内・外)

扶養者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ(傷害)がもとで事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたり、または重度の後遺障害が発生した場合等に次の費用を補償します。
(注)「扶養者」とは、学生ご本人の親権者等で、生活費・学業費用を負担し、学生ご本人の生計を支えている方をいいます(あらかじめ指定された1名となります)。

育英費用補償*1(全タイプ共通)

生活の維持や教育のための育英費用を定額で補償します。

学資費用保険金*1(A・B・E・Fタイプ)

授業料等の学資費用を負担された場合、その実費を補償します。

疾病学資費用保険金*1(A・B・E・Fタイプ)

扶養者が、保険期間中に発病した病気で死亡された場合で、授業料等の学資費用を負担された場合にその実費を補償します。

その他の補償(国内・外)

個人賠償責任危険補償(示談交渉サービス付)*1*2*3(全タイプ共通)

学生ご本人またはそのご家族が誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまい、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します(免責金額:0円)

- アルバイト、インターンシップ中の損害賠償責任も補償します。
- 情報機器に記録された情報を損壊した場合も補償します。
- 管理下中の受託物の破損等による損害賠償責任も補償します。
- 当社が被保険者に代わって被害者の方と賠償額の決定など、示談へ向けた交渉を行います。

救護者費用等補償*1(A・B・C・E・F・Gタイプ)

学生ご本人が遭難、偶然な事故による生死不明等の場合にご本人または親族が負担した捜索救助費用・交通費等を補償します。

*2 日本国内において発生した個人賠償責任危険保険金お支払いの対象となる賠償事故について、被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引きいたします。なお、次の場合は引受保険会社による示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。
・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任危険保険金額を明らかに超える場合
・相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
・相手の方の交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

*3 被保険者は次の方となります。なお、保険証券に記載されたご本人とご本人以外の方との関係は、保険金をお支払いする損害が発生した時におけるものをいいます。
① 保険証券に記載されたご本人
② ご本人の親権者およびその他の法定監督義務者
③ ご本人の配偶者
④ ご本人もしくはその親権者またはご本人の配偶者と同居の「ご本人またはその配偶者の親族*1」
⑤ ご本人もしくはその親権者またはご本人の配偶者と別居の「ご本人またはその配偶者の未婚*2の子」
⑥ 上記①から⑤のいずれかの方が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族
*1 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
*2 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

おすすめする契約タイプと保険料一覧

お支払保険料は、期間分一括払いのため**12か月あたり7,500円(Dタイプ)~23,750円(Eタイプ)**と割安になっています。

自宅生向け		より充実補償!	より充実補償!	オススメ		(ご自宅より通学される方にお勧めの補償)			
保険料支払額		A	B	C	D				
ご契約期間 2016年4月1日~ 2020年4月1日(4年間)		90,000円	75,000円	50,000円	30,000円				
12ヶ月あたり		22,500円	18,750円	12,500円	7,500円				
傷害補償	死亡・後遺障害保険金額	191.3万円	175.1万円	160.3万円	179万円				
	入院保険金日額	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円				
	手術保険金	入院中は入院保険金日額の10倍、入院中以外は入院保険金日額の5倍							
疾病補償*1	入院保険金日額*2	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	A、Bタイプのみ学生ご本人の疾病補償がついています。ケガだけでなく病気にも備えられるので安心です。			
	手術保険金	入院中は疾病入院保険金日額の10倍、入院中以外は疾病入院保険金日額の5倍							
	放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍							
その他の補償	個人賠償責任危険保険金額	1億円	1億円	1億円	1億円				
	救護者費用等保険金額	100万円	100万円	100万円	—				
下宿生向け補償	生活用動産補償保険金額	—	—	—	—				
	借家人賠償責任保険金額	—	—	—	—				
扶養者の方の補償	育英費用保険金額	400万円	200万円	200万円	200万円				
	学資費用保険金額	40万円(年額)	20万円(年額)	—	—				
	疾病学資費用保険金額	40万円(年額)	20万円(年額)	—	—				

Aタイプは、扶養者の補償がオススメよりも手厚くなっているため、扶養者の病気やケガによる万が一のときも安心です!
[細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、熱中症危険補償特約、天災危険補償特約 セット]
*1 疾病入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日、疾病通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数30日
*2 疾病入院保険金は4日間の免責期間があります。

この保険料は職種別A(学生など)団体割引5%で算出しています。募集の結果、ご契約開始時における被保険者総数が20名未満または500名以上になった場合は傷害補償の保険金額を変更させていただきます。

下宿生向け		より充実補償!	より充実補償!	オススメ		(一人暮らしをして通学される方にお勧めの補償)			
保険料支払額		E	F	G	H				
ご契約期間 2016年4月1日~ 2020年4月1日(4年間)		95,000円	80,000円	55,000円	35,000円				
12ヶ月あたり		23,750円	20,000円	13,750円	8,750円				
傷害補償	死亡・後遺障害保険金額	168.2万円	151.8万円	197.8万円	105万円				
	入院保険金日額	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円				
	手術保険金	入院中は入院保険金日額の10倍、入院中以外は入院保険金日額の5倍							
疾病補償*1	入院保険金日額*2	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	E、Fタイプのみ学生ご本人の疾病補償がついています。ケガだけでなく病気にも備えられるので安心です。			
	手術保険金	入院中は疾病入院保険金日額の10倍、入院中以外は疾病入院保険金日額の5倍							
	放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍							
その他の補償	個人賠償責任危険保険金額	1億円	1億円	1億円	1億円				
	救護者費用等保険金額	100万円	100万円	100万円	—				
下宿生向け補償	生活用動産補償保険金額	30万円	30万円	30万円	30万円				
	借家人賠償責任保険金額	500万円	500万円	500万円	500万円				
扶養者の方の補償	育英費用保険金額	400万円	200万円	200万円	200万円				
	学資費用保険金額	35万円(年額)	15万円(年額)	—	—				
	疾病学資費用保険金額	35万円(年額)	15万円(年額)	—	—				

Eタイプは、扶養者の補償がオススメよりも手厚くなっているため、扶養者の病気やケガによる万が一のときも安心です!
[細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、熱中症危険補償特約、天災危険補償特約 セット]
*1 疾病入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日、疾病通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数30日
*2 疾病入院保険金は4日間の免責期間があります。

この保険料は職種別A(学生など)団体割引5%で算出しています。募集の結果、ご契約開始時における被保険者総数が20名未満または500名以上になった場合は傷害補償の保険金額を変更させていただきます。

お申込締切日

2016年3月31日(木)

(保険期間:2016年4月1日午前0時~2020年4月1日午後4時)

4月28日までのご加入は上記保険料で加入可能です!

補償開始日は振込が着金した日からとなり、それ以前の事故は対象外となります。

申込締切日を過ぎてしまった場合でも4月28日までのご加入であれば、保険料は変わりません。

5月1日以降のご加入については、月単位で保険料が変更となりますので、

総合補償制度コンタクトセンターまでお問い合わせください。加入保険料をお伝え致します。

【ご注意】

- この保険契約は、東洋大学雨水会を被保険者とする、東洋大学の学生を被保険者とする、ごども総合保険の団体契約です。被保険者(補償の対象となる方)となる方は、東洋大学の学生に限られます。退学等により団体構成員でなくなった場合は必ずお申し出ください。また、ご職業・職種の変更など契約内容に変更が発生した場合には遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡いただく義務(通知義務)があります。保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、遅滞なくご連絡いただけなかった場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- この保険料は職種別A(学生など)、団体割引5%で算出しています。募集の結果、ご契約開始時における被保険者総数が20名未満または500名以上になった場合は傷害補償の保険金額を変更させていただきます。また、保険料は被保険者(補償の対象となる方)の職種別によって異なります。上記保険料は職種別A(学生など)で計算しており、学生(被保険者)が職種別Bの職業をお持ちのときは、上記保険料ではご加入いただけない場合があります。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- *職種別別B...農林業作業業、漁業作業業、採掘・採石作業業、自動車運転者(助手含む)、木・竹・草・つる製品製造作業業、建設作業業
告知していただいたご職業・職種が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- 卒業、退学等で団体の構成員でなくなった場合は、補償の対象とはなりません。
- 下宿生の方で既に、借家人賠償責任と生活用動産の補償にご加入されている場合は、補償が重複するため自宅生タイプへの加入をお勧め致します。

お申し込み方法

①お申し込みは、『**学生総合補償制度申込書(加入申込票)**』に、記入例に従いご記入・ご署名のうえ、**保険料を郵便局またはゆうちょ銀行より払い込みいただき、受領証をお受け取りください。**

注:ご加入の際には加入申込票の記載事項に間違いがないか十分ご確認くださいとともにパンフレット記載事項【補償内容、保険金額、保険期間(ご契約期間)等】をあわせてご確認ください。

②「**加入者証**」を後日お送りします(6月下旬発送を予定しております)。それまでは『**学生総合補償制度申込書(加入申込票)**』の受領証を大切に保管してください。

【お問合わせは】

総合補償制度
コンタクトセンター **0120-00-8426** 携帯電話・PHSなどをご利用の場合は 03-6912-0550
【受付時間 平日9:00~17:00】

- ご加入の際には加入申込票の記載事項に間違いがないか十分ご確認くださいとともに、パンフレット記載事項(補償内容、保険金額、補償期間等)をあわせてご確認ください。
- 扶養者の指定
- 扶養者として指定できる方は、被保険者(補償の対象となる方)である学生ご本人の親権者等であり、学生ご本人の生計を主に支えている方(1名)とします。
- 加入申込票記載事項(職種・年齢・他保険加入状況・保険金請求履歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として学生総合補償制度申込書(加入申込票)にご記入いただけます。正しくご記入いただかなかった場合には、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。
- 保険証券、ごども総合保険普通約款・特約集は、保険契約者である東洋大学雨水会に交付されます。
- 事故が発生した場合は30日以内に事故の状況、障害の程度、内容等を取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。その事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。
- 中途加入をご希望の方は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

学生生活で備えておきたい補償をパッケージ化 タイプ名(A~H)を選んでカンタンにお手続き頂けます!



全タイプセット

アルバイト クラブ活動中 のケガ

課外活動を含めた
日常生活での
学生ご本人のケガへの備え

お支払い例(全タイプ共通)

飲食店でアルバイト中に誤って鍋をひっくり返し、学生本人が火傷を負い10日間入院した。

お支払保険金: 50,000円
(入院保険金10日間×5,000円) (傷害補償)



下宿生向けのみセット

一人暮らし の事故

慣れない借家での
一人暮らしで
発生する事故への備え

お支払い例(タイプE・F・G・Hの場合)

借家で火災を起こしてしまい、借戸室と自分の家財が全焼した。

お支払保険金: 3,800,000円
(生活用動産補償、借家人賠償責任補償)

地震によるケガ も補償(全タイプ共通)



全タイプセット

扶養者 の方がー

扶養者が事故などによる
ケガで亡くなった場合の備え

お支払い例(全タイプ共通)

扶養者が交通事故により亡くなった。

お支払保険金: 2,000,000円(一時金として)
(育英費用補償) ※タイプA、Eは4,000,000円



全タイプセット

自転車 の事故

自転車運転中を含む
日常生活における
賠償責任への備え

示談交渉サービス付き
(国内での賠償事故)
示談交渉サービスとは、被保険者であるお子さま
または親権者に代わって、被害者の方と賠償額の
決定などの示談へ向けた交渉を行うサービスです。

お支払い例(全タイプ共通)

自転車で歩行者と接触し、相手が転倒。
治療費等の法律上の損害賠償責任を負った。

お支払保険金: 640,000円(個人賠償責任補償)

※上記事故例でも法律上の損害賠償責任が発生しない等、お支払いの対象とならないことがありますので、ご注意ください。

24時間・365日 補償

学生総合補償制度Q&A ~よくあるご質問~

Q 申込締切日を過ぎてでも加入できますか?
A ご加入頂けます。申込締切日を過ぎてしまった場合でも4月28日までのご加入であれば、保険料は変わりません。5月1日以降のご加入については、月単位で保険料が変更となりますので、総合補償制度コンタクトセンターまでお問い合わせください。加入保険料をお伝え致します。いずれの場合も補償開始日は振込が着金した日からとなり、それ以前の事故は対象外となります。

Q 保険料は毎年支払う必要はないのですか?
A 保険料は保険期間分を一括してお支払い頂きます。2~4年目のお支払いは発生しません。

Q 他の補償制度(共済など)との違いを教えてください。
A 本制度は、東洋大学浦水会(父母会)が加入窓口となり、東洋大学にご入学される学生と父母・保護者の皆様のために用意した独自の補償制度であり、入学から卒業まで学生生活をお守りする制度です。

Q 学生本人や扶養者が持病を抱えていても加入できますか?
A ご加入頂けます。ただし、保険期間の開始時より前に発病した病気については保険金のお支払い対象となりませんので、ご注意ください(学生本人、扶養者ともにタイプA、B、E、Fが該当)。

Q 自転車で加害事故を起こした場合は補償されますか?
A すべての加入タイプで学生ご本人のケガに加え、他人にケガをさせてしまった場合の治療費、また他人の財物を壊してしまった場合の修理費用などについて法律上の損害賠償責任が発生した場合に補償されます。アルバイトやインターンシップ中の損害も補償されます。
※上記事故例でも法律上の損害賠償責任が発生しない等、お支払いの対象とならないことがありますので、ご注意ください。

Q 海外でも補償されますか?
A 24時間、国内外問わず補償(一部は国内のみ)となっておりますので、旅行中等ご本人のケガや病気、第三者への法律上の賠償責任を負った場合*も補償となります(ただし、病気はタイプA、B、E、Fのみ)。
※示談交渉サービスは日本国内で発生した賠償事故のみ対象となります。

Q 地震などの天災によるケガは補償されますか?
A 学生ご本人が地震などでケガをされた場合または扶養者の方が死亡されたり重度の後遺障害となった場合には、該当する各種保険金がお支払対象となります。

Q 申し込み手続きをした後で何か書類は届きますか?
A 「加入者証」を6月下旬を目安にご加入者全員に発送致します。それまではゆうちょ銀行または郵便局の受領証を保管してください。

【お問い合わせは】
窓口は保険業務提携代理店
大東京保険サービス㈱が運営しています
総合補償制度コンタクトセンター
0120-00-8426 [受付時間 平日9:00~17:00]
携帯電話・PHSなどをご利用の場合は
03-6912-0550
右記の番号をご利用ください。

【万一、事故が発生した場合は】
あんしん24受付センターまで
遅滞なくご連絡ください
0120-985-024(無料)
IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。[受付時間: 365日24時間]
※おかけ間違いにご注意ください。

株式会社キャンパスサービス
〒113-0001 東京都文京区白山1-30-10 4F TEL:03-5844-2810
※学校法人東洋大学が100%出資した事業会社です。

【引受保険会社】(引受幹事会社)
あいおいニッセイ
同和損害保険株式会社
この保険のC・D・G・Hタイプは2社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独個別に責任を負います。引受幹事保険会社は他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他業務を行っております。
分担割合
あいおいニッセイ同和損害保険(株) 90%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社 10%
A・B・E・Fタイプは
あいおいニッセイ同和損害保険(株)
100%の単独保険契約となります。



東洋大学 新入生のご父母・保護者の皆さまへ 東洋大学浦水会

2016年度 東洋大学浦水会(父母会)の 学生総合補償制度 (学生・子ども総合保険)



一括払いなので
1年ごとの支払いよりも割安!

12ヶ月あたり
保険料 7,500~23,750円
一人ひとりに合ったプランが選べます。

申込締切日
2016年3月31日(木)
4月28日までのご加入も可能です



アルバイト クラブ活動中 のケガ

扶養者 の方がー

一人暮らし の事故

自転車 の事故

- 皆さまに
選ばれる理由は
『3つの安心』!!
- 【安心1】4年間の保険料を一括で支払うので2~4年目の追加負担がありません!
 - 【安心2】自転車事故等における損害賠償責任への備えが全タイプセット!
 - 【安心3】事故などのケガにより扶養者が亡くなった場合の備えが全タイプセット!
*扶養者が病気や死亡された補償はタイプA、B、E、Fで補償されます。

東洋大学浦水会(父母会)が加入窓口となる補償制度なので、安心してご加入頂けます。

詳しくは中面をご覧ください

イラスト制作:東洋大学第1部 漫画研究会

(2015年11月承認)A15-103081